

委員会提出議案第1号

豊中市議会会議規則の一部を改正する規則の設定  
について

豊中市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように設定  
するものとする。

令和6年（2024年）3月21日提出

豊中市議会議会運営委員会

委員長 中野宏基

（提案理由）

議会に係る手続のオンライン化等に対応した標準会議規則の  
改正に準じ、所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市議会規則第 号

豊中市議会会議規則の一部を改正する規則

豊中市議会会議規則（昭和34年豊中市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (省 略)</p> <p>第6章 発言</p> <p>    第50条～第58条 (省 略)</p> <p>    第59条 (質疑、<u>討論</u>の終結)</p> <p>    第60条～第65条 (省 略)</p> <p>第7章 (省 略)</p> <p>第8章 公聴会、<u>参考人</u></p> <p>    第80条～第86条 (省 略)</p> <p>第9章 表決</p> <p>    第87条～第93条 (省 略)</p> <p>    第94条 (表決の<u>更正</u>)</p> <p>    第95条～第97条 (省 略)</p> <p>第10章 (省 略)</p> <p>第11章 秘密会</p> <p>    第106条 (指定者以外の<u>退場</u>)</p> <p>    第107条 (省 略)</p> <p>第12章 辞職及び資格の決定</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (省 略)</p> <p>第6章 発言</p> <p>    第50条～第58条 (省 略)</p> <p>    第59条 (質疑<u>又は討論</u>の終結)</p> <p>    第60条～第65条 (省 略)</p> <p>第7章 (省 略)</p> <p>第8章 公聴会<u>及び参考人</u></p> <p>    第80条～第86条 (省 略)</p> <p>第9章 表決</p> <p>    第87条～第93条 (省 略)</p> <p>    第94条 (表決の<u>訂正</u>)</p> <p>    第95条～第97条 (省 略)</p> <p>第10章 (省 略)</p> <p>第11章 秘密会</p> <p>    第106条 (指定者以外の<u>者の退場</u>)</p> <p>    第107条 (省 略)</p> <p>第12章 辞職及び資格の決定</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第108条～第111条 (省 略)</p> <p>第112条 <u>(決定書の交付)</u></p> <p>第13章 規律</p> <p>第113条・第114条 (省 略)</p> <p>第115条 (資料等<u>印刷物等</u>の配布の許可)</p> <p>第116条 (省 略)</p> <p>第14章～第17章 (省 略)</p> <p>第18章 補則</p> <p><u>第136条</u> (省 略)</p> <p><u>第137条</u> (省 略)</p> <p>附則</p> <p>(連絡所の届出)</p> <p>第3条 議員は、別に連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。 これを<u>変更したときもまた同様とする。</u></p> <p>(会期中の閉会)</p> <p>第7条 議長は、会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中であっても閉会することができる。</p> <p>(議案の提出)</p> <p>第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに</p>	<p>第108条～第111条 (省 略)</p> <p>第112条 <u>(決定の通知)</u></p> <p>第13章 規律</p> <p>第113条・第114条 (省 略)</p> <p>第115条 (資料等の配布の許可)</p> <p>第116条 (省 略)</p> <p>第14章～第17章 (省 略)</p> <p>第18章 補則</p> <p><u>第136条</u> (電子情報処理組織による通知等)</p> <p><u>第137条</u> (電磁的記録による作成等)</p> <p><u>第138条</u> (省 略)</p> <p><u>第139条</u> (省 略)</p> <p>附則</p> <p>(連絡所の届出)</p> <p>第3条 議員は、別に連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。 これを<u>変更したときも、また同様とする。</u></p> <p>(会期中の閉会)</p> <p>第7条 議長は、会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中であっても閉会することができる。</p> <p>(議案の提出)</p> <p>第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>議長は、発議案を印刷して各議員に配布しなければならない。</u></p> <p>4 <u>前項の規定は、市長の提出した議案にこれを準用する。</u></p> <p>(一事不再議)</p> <p>第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は<u>再び</u>提出することができない。</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を<u>そなえ</u>、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>議会の承認を要する。</u></p> <p>2 議員が提出した事件及び動議で前項の<u>承認</u>を求めようとするときは、提出者<u>全部</u>から請求しなければならない。</p> <p>3 委員会が提出した<u>議案</u>で第1項の<u>承認</u>を求めようとするときは、委員会の<u>承認</u>を得て委員長から請求しなければならない。</p>	<p>署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p> <p>(一事不再議)</p> <p>第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、<u>再び</u>提出することができない。</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を<u>備え</u>、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>許可</u>を求めようとするときは、提出者<u>全員</u>から請求しなければならない。</p> <p>3 委員会が提出した<u>議案</u>につき第1項の<u>許可</u>を求めようとするときは、委員会の<u>許可</u>を得て委員長から請求しなければならない。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(議事日程のない会議の通知)</p> <p>第22条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時<u>だけ</u>を議員に通知して会議を開くことができる。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(日程の終了及び延会)</p> <p>第24条 (省 略)</p> <p>2 議長は、議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合<u>であっても</u>、必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、討論を用い<u>ない</u>で会議に諮って延会することができる。</p> <p>(投票)</p> <p>第30条 議員は、<u>職員の点呼に応じて</u>、<u>順次</u>、<u>投票を備付けの投票箱に投入する</u>。</p> <p>(投票の終了)</p> <p>第31条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった<u>後は</u>投票することができない。</p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第32条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(付託事件を議題とする時期)</p> <p>第40条 委員会に付託した事件は、その<u>審査終了</u>を待って議題とする。</p>	<p>(議事日程のない会議の通知)</p> <p>第22条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時<u>のみ</u>を議員に通知して会議を開くことができる。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(日程の終了及び延会)</p> <p>第24条 (省 略)</p> <p>2 議長は、議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合<u>でも</u>、必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、討論を用い<u>ない</u>で会議に諮って延会することができる。</p> <p>(投票)</p> <p>第30条 議員は、<u>議長の指示に従って</u>、<u>順次</u>、<u>投票する</u>。</p> <p>(投票の終了)</p> <p>第31条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった<u>後は</u>、<u>投票することができない</u>。</p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第32条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p><u>4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>(付託事件を議題とする時期)</p> <p>第40条 委員会に付託した事件は、その<u>審査又は調査の終了</u>を待って議題とする。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(修正案の説明)</p> <p>第42条 議長は、委員長の報告が終わったとき又は<u>委員会の付託</u>を省略したときは、修正案の説明をさせる。</p> <p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第46条 (省 略)</p> <p>2 前項の期限内に<u>審査</u>を終わらなかったときは、その事件は、第40条の規定にかかわらず、<u>会議</u>において審議することができる。</p> <p>(再付託)</p> <p>第48条 議会は、委員会の審査又は調査を経て報告された<u>事件</u>で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。</p> <p>(発言の許可等)</p> <p>第50条 発言は、<u>すべて</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第54条 発言は、<u>すべて</u>簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(議事進行に関する発言)</p> <p>第57条 (省 略)</p> <p>2 議長は、<u>議事進行</u>の発言がその趣旨に反すると認めるときは、直ちに制止することができる。</p>	<p>(修正案の説明)</p> <p>第42条 議長は、委員長の報告が終わったとき又は<u>委員会への付託</u>を省略したときは、修正案の説明をさせる。</p> <p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第46条 (省 略)</p> <p>2 前項の期限<u>までに審査又は調査</u>を終わらなかったときは、その事件は、第40条の規定にかかわらず、<u>議会</u>において審議することができる。</p> <p>(再付託)</p> <p>第48条 議会は、委員会の審査又は調査を経て報告された<u>事件について</u>、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。</p> <p>(発言の許可等)</p> <p>第50条 発言は、<u>全て</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第54条 発言は、<u>全て</u>簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(議事進行に関する発言)</p> <p>第57条 (省 略)</p> <p>2 議長は、<u>議事進行に関する</u>発言がその趣旨に反すると認めるときは、直ちに制止することができる。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(<u>質疑</u>, <u>討論</u>の終結)</p> <p>第59条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(発言の取消し又は訂正)</p> <p>第64条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し<u>又は</u>議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。</p> <p>(委員の発言)</p> <p>第68条 委員は、議題について自由に質疑し<u>及び</u>意見を述べるることができる。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第70条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない<u>議員</u>に対して、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>2 <u>委員でない議員</u>は、委員長の許可を得て意見を述べることができる。</p> <p>(閉会中の継続審査)</p> <p>第78条 委員会は、閉会中も、<u>なお、審査</u>を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 議長は、議会の議決により、委員会に付託された事件について委員会が議会閉会中も、<u>なお、審査</u>を継続することに決したときは、直ちにこれを市長</p>	<p>(<u>質疑</u><u>又は</u><u>討論</u>の終結)</p> <p>第59条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(発言の取消し又は訂正)</p> <p>第64条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、<u>又は</u>議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。</p> <p>(委員の発言)</p> <p>第68条 委員は、議題について自由に質疑し、<u>及び</u>意見を述べる<u>ことができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第70条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない<u>議員</u> (以下「<u>委員外議員</u>」という。) に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>2 <u>委員外議員</u>は、委員長の許可を得て意見を述べる<u>ことができる。</u></p> <p>(閉会中の継続審査)</p> <p>第78条 委員会は、閉会中も<u>なお審査又は調査</u>を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 議長は、議会の議決により、委員会に付託された事件について委員会が議会閉会中も<u>なお審査又は調査</u>を継続することに決したときは、直ちにこれを</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>及び関係機関に通知しなければならない。</p> <p>(委員会報告書)</p> <p>第79条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p><u>3 議長は、第1項の報告書を印刷して各議員に配布し、若しくは口頭をもってこれを報告しなければならない。</u></p> <p>第8章 公聴会、<u>参考人</u></p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第82条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>あらかじめ文書</u>で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(参考人)</p> <p>第86条 (省 略)</p> <p>2 参考人については、<u>第83条から前条までの規定</u>を準用する。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第91条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 第1項の投票用紙の様式は、<u>議長が</u>これを定める。</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第93条 記名投票、<u>又は無記名投票</u>を行う場合には、第27条、第28条、</p>	<p>市長及び関係機関に通知しなければならない。</p> <p>(委員会報告書)</p> <p>第79条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>第8章 公聴会<u>及び参考人</u></p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第82条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>前条の規定によりあらかじめ</u>申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(参考人)</p> <p>第86条 (省 略)</p> <p>2 参考人については、<u>前3条</u>の規定を準用する。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第91条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 第1項の投票用紙の様式は、<u>議長が</u>これを定める。</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第93条 記名投票<u>又は無記名投票</u>を行う場合には、第27条、第28条、第</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第30条, 第31条, <u>第32条</u>, 第33条第1項及び第35条の規定を準用する。</p> <p>(表決の<u>更正</u>)</p> <p>第94条 議員は, 自己の表決の<u>更正</u>を求めることができない。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第97条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは, 原案について表決を採る。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第98条 (省 略)</p> <p>2 請願者が法人の場合には, 邦文を用いて, 請願の趣旨, 提出年月日, <u>法人</u>の名称及び所在地を記載し, 代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3・4 (省 略)</p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第100条 議長は, 請願文書表の配布とともに, 請願を, 所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし, <u>議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは, この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず, 議長が特に必要があると認めるときは, 常任委員会に係る請願は, 議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u></p> <p>3 (省 略)</p> <p>(請願の紹介の取消し)</p>	<p>30条, 第31条, <u>第32条第1項から第3項まで</u>, 第33条第1項及び第35条の規定を準用する。</p> <p>(表決の<u>訂正</u>)</p> <p>第94条 議員は, 自己の表決の<u>訂正</u>を求めることができない。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第97条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 修正案が<u>全て</u>否決されたときは, 原案について表決を採る。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第98条 (省 略)</p> <p>2 請願者が法人の場合には, 邦文を用いて, 請願の趣旨, 提出年月日 <u>並びに</u> <u>法人</u>の名称及び所在地を記載し, 代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3・4 (省 略)</p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第100条 議長は, 請願文書表の配布とともに, 請願を, 所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし, <u>常任委員会に係る請願は, 議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u></p> <p><u>2 委員会の付託は, 議会の議決で省略することができる。</u></p> <p>3 (省 略)</p> <p>(請願の紹介の取消し)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第102条 議員は、<u>請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となる前にあっては議長の許可を、会議の議題となった後にあっては議会の承認を得なければならない。</u></p> <p>2 前項の許可又は承認を得ようとするときは、文書により行わなければならない。</p> <p>(請願の審査報告)</p> <p>第103条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け議事に報告しなければならない。</p> <p>(1) 採択すべきもの</p> <p>(2) <u>採択すべきでないもの</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>(陳情書の処理)</p> <p>第105条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、<u>その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。</u></p> <p>(指定者以外の退場)</p> <p>第106条 (省 略)</p> <p>(議長及び副議長の辞職)</p> <p>第108条 (省 略)</p> <p>2 前項の辞表は、議事に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を<u>決める。</u></p> <p>3 (省 略)</p>	<p>第102条 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、<u>会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>2 前項の許可を<u>求めよう</u>とするときは、文書により<u>請求</u>しなければならない。</p> <p>(請願の審査報告)</p> <p>第103条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により<u>議長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(1) 採択すべきもの</p> <p>(2) <u>不採択とすべきもの</u></p> <p>2 <u>委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</u></p> <p>3 (省 略)</p> <p>(陳情書の処理)</p> <p>第105条 議長は、陳情書又はこれに類するもので<u>議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。</u></p> <p>(指定者以外の者の退場)</p> <p>第106条 (省 略)</p> <p>(議長及び副議長の辞職)</p> <p>第108条 (省 略)</p> <p>2 前項の辞表は、議事に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を<u>決定する。</u></p> <p>3 (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(決定書の交付)</p> <p>第112条 <u>議長は、議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、その決定書を当該決定を求めた議員及び当該決定を求められた議員に交付しなければならない。</u></p> <p>(携帯品)</p> <p>第113条 議場に入る者は、会議の円滑な運営の妨げになる物を携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>議長の許可を得たときは</u>、この限りでない。</p> <p>(資料等印刷物等の配布の許可)</p> <p>第115条 何人も、議場において、<u>資料、文書などの印刷物などを配布する</u>ときは、議長の許可を得なければならない。</p> <p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第116条 <u>すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</u></p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第131条 <u>会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(11) (省 略)</p> <p>(12) <u>選挙のてん末</u></p> <p>(13) <u>議事のてん末</u></p> <p>(14)・(15) (省 略)</p> <p>2 議事は、<u>録音機</u>によって記録する。</p> <p>(会議録署名議員)</p>	<p>(決定の通知)</p> <p>第112条 <u>前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>(携帯品)</p> <p>第113条 議場に入る者は、会議の円滑な運営の妨げになる物を携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては</u>、この限りでない。</p> <p>(資料等の配布の許可)</p> <p>第115条 何人も、議場において、<u>資料等</u>を配布するときは、議長の許可を得なければならない。</p> <p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第116条 <u>全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</u></p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第131条 <u>会議録に記載する事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(11) (省 略)</p> <p>(12) <u>選挙の経過</u></p> <p>(13) <u>議事の経過</u></p> <p>(14)・(15) (省 略)</p> <p>2 議事は、<u>録音機その他議長が適当と認める方法</u>によって記録する。</p> <p>(会議録署名議員)</p>

( 現 行 )

第132条 会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録（法第123条第1項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成されている場合にあっては、同条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）は、2人とし、議長がその日ごとに会議の初めにおいて指名する。

（会議録の配布）

第133条 会議録は、議員及び関係者に配布（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）する。

( 改 正 後 )

第132条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長がその日ごとに会議の初めにおいて指名する。

（会議録の配布）

第133条 会議録は、議員及び関係者に配布する。

（電子情報処理組織による通知等）

第136条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

( 現 行 )

( 改 正 後 )

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条、第65条、第99条第1項、第100条第1項及び第133条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(会議規則の疑義に対する措置)</p> <p><u>第136条</u> この規則の疑義は、議長が<u>定める</u>。ただし、<u>異議</u>があるときは、<u>会議に諮って決める</u>。</p> <p>(会議規則の改正)</p> <p><u>第137条</u> (省 略)</p>	<p><u>会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</u></p> <p><u>(電磁的記録による作成等)</u></p> <p><u>第137条</u> この規則の規定（第28条第1項（第93条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p><u>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u></p> <p>(会議規則の疑義に対する措置)</p> <p><u>第138条</u> この規則の疑義は、議長が<u>決定する</u>。ただし、<u>議員から異議</u>があるときは、<u>会議に諮って決定する</u>。</p> <p>(会議規則の改正)</p> <p><u>第139条</u> (省 略)</p>

この規則は、公布の日から施行する。